

改善報告書

令和 2 年 7 月 1 日

1. 大学名 : 京都美術工芸大学
2. 認証評価実施年度 : 平成 30 年度
3. 「改善を要する点」の内容

基準項目 : 4-1

- 学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定められている「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を整備するよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4-1 について

【改善の経過及びその結果】

教授会の役割の明確化については、これまで「重要な事項を審議する」と規定されてきた。しかし、教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長等に対して、意見を述べる関係にあることを明確化する必要があるため、本学においても規程の改正を行った。

改正の概要として教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものに関する規定改正等を行った。

そこで、学長が招集を行った 2019 年度大学運営会議は 2019 年 4 月、2019 年 6 月、2019 年 4 月、2020 年 3 月に 2 回合計 4 回開催し、次のような重要な事項に取り組み、教授会の意見を聴取した。

- ・学内各種委員会の構成員の適否について
- ・「京都美術工芸大学特別任用教員に関する規定」の改正について
- ・令和 2 年度事業計画(将来計画及び年度計画)について
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置及び対策について
- ・学事日程等検討状況について

【今後の計画等】

教育研究活動は、十分機能しているところではあるが、さらに各種委員会を見直すことにより、今後は国のガバナンス改革の動向も見ながら検討を行い、本学の意思決定が適切かつ円滑になされるよう取り組んでいく。今後、学長のリーダーシップがさらに発揮できるよう進めていく。

5. エビデンス (根拠資料) 一覧

基準項目 : 4-1 の資料

- 4-1-1 「京都美術工芸大学学則」の一部を改正する規程
- 4-1-1-2 京都美術工芸大学学則
- 4-1-2 「京都美術工芸大学教授会規程」の一部を改正する規程
- 4-1-2-2 京都美術工芸大学教授会規程
- 4-1-3 「京都美術工芸大学運営会議規程」の一部を改正する規程
- 4-1-3-2 京都美術工芸大学運営会議規程
- 4-1-4 京都美術工芸大学教授会規程第 5 条第 1 項第 3 号に規定する重要な事項に係る学長裁定
- 4-1-5 2019 年度京都美術工芸大学大学運営会議議事録(第 1 回～第 4 回)